



11月・12月の予定



11月

12月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3 文化の日	4	5
6	7	8	9	10 ①	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23 勤労感謝の日	24 サロンセミナー	25	26
27	28	29	30 ②			

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11 ③	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21 サロンセミナー	22	23 天皇誕生日	24
25	26	27 JSK 仕事納め	28	29	30	31 ④

＜11月＞

①源泉徴収税額、特別徴収税額(10月分)の納付期限(11月10日まで)

②社会保険料、児童手当拠出金(10月分)の納付期限
所得税予定納税第2期分納付(11月30日まで)

※1)9月決算法人の確定申告と納税、3月決算法人の中間(予定)申告と納税(→決算応当日まで)

※2)個人事業税第2期分納付

【その他】

税務署や市町村から年末調整のための資料が届いていないでしょうか?各人から提出してもらう「扶養控除等(異動)申告書」、「配偶者特別控除申告書」、「保険料控除申告書」や証明書等の準備を呼びかけて行きますよ。

＜12月＞

③源泉徴収税額、特別徴収税額(11月分)の納付期限(12月10日が休日のため11日まで)

④社会保険料、児童手当拠出金(11月分)の納付期限(12月31日が年末のため、平成30年1月4日まで)

※3)10月決算法人の確定申告と納税、4月決算法人の中間(予定)申告と納税(→決算応当日まで)(平成30年1月4日まで)

※4)固定資産税(都市計画税)第3期分の納付(各市町村によって納付期限は異なります。)(平成30年1月4日まで)

【その他】

12月には賞与を支給される会社が多いのではないでしょうか?賞与を支給した時は、支給日から5日以内に「健康保険・厚生年金保険賞与支払届」を所轄社会保険事務所に提出する必要があります。

年末年始の休業日についてお知らせ

平成29年12月28日(木)～平成30年1月4日(木)まで
年末年始に伴い、休業させていただきます。
なお、1月5日(金)9時00分から通常営業となります。
ご迷惑をお掛けいたしますが、よろしくお願いいたします。



イベント紹介



平成29年9月26日(火)
JSKサロンセミナーにて「経営戦略はこう立てる!」というテーマで
講話させていただきました。

じょうの
税理士上能は
いつでも、どこへでも
でかけていきます。

お気軽に声をかけて下さい。
また、お近くへお越しの際は、
いつでもお気軽にお越し下さい。
社員一同お待ちしております。